

# 社会政策概念の現象形態的規定

石塚勝雄

× × ×

周知の如く、学としての「社会政策」は、前世紀後半独逸に発祥した。それが日本に伝来したのは、明治二十年代、東京帝国大学の金井延教授が独逸遊学の土産として持ち帰ったのが、そもそもの初まりである。ゾチアルボリテク (Sozialpolitik) と云う独逸名に対する和名をどうするかについては、色々論議された場句、遂に直訳が勝つて「社会政策」と名づけられた。後年、社会政策はその概念構成をめぐつて、実に広い大幅の解釈を許すに到つた。例えばイデオロギー的には、右翼からは社会主義類似の危険思想と目され、左翼からは一時はブルジョアジーの欺瞞政策と解釈されたかと思うと、後には社会主義社会建設と云う使命を負わされた。又理論的には、思想とか政策とかが必ず先きに立つて、殆んど理論を欠いている初期のものから、後には社会政策からイデオロギーや思想を取り除いて、純粹の経済政策として取扱うものまである。こうした広汎な解釈が生れた、そもそもの原因の一つは、独逸でつけられた「社会」(Sozial) と云う限定詞が、ショタムラー (R. Stommel, 1856-1938) によつて、「意味なき虚辞」(Sinnloses Flickwort) とまで極評された程、空漠・多義であつたことによるといふわれている。しかし独逸では、それまで普通に用いられていた「社会改良」(Sozialreform) 乃至「社会問題」(Soziale Frage) の代りとして生れたりと云う歴史的事情でやむを得なかつたとも云えるであろう。しかし日本の場合は、それに先き立つ歴史的事情はなかつたのであるから、邦訳に際して必ずしも原語の文字にこだわる必要はなかつたであろうが、兎に角前述のように

「社会」政策と直訳されたことが、日本に於ても否後述のように日本の方が、更に広い解釈を生むに到つた一原因となつてゐると云えるであらう。

名称の問題は兎に角として、学としての社会政策は日本の土壤によく成長し、開花し、今では世界で社会政策学の最も栄えている国は、日本であると云つてよいであらう。政策の実施面の立ち遅れは別として、学問の面がかくも栄えた原因は一体何んであろうか。国家主義の伝統の強い日本、従つて「政策」の重んぜられる日本、それが社会「政策」学のよく育つた恰好の土壤であつたことが、最大の原因と云えるのではないか。あるいは、資本主義そのものの立ち遅れ以上の社会政策の立ち遅れが、斯学の研究を促進した面もあるであらう。あるいは、労働条件が苛烈であつたにもかかわらず、経営者側の封建的温情主義に眠られた労働階級の意識の低さに呼び懸けようとした、知的指導層の怜恃も与つて力があつたと云へないであらうか。初の頃は、官吏養成機関と云われた旧帝大系を根城としたものではあつたが、今では、私大系、各研究団体も、それに勝るとも劣らない盛況振りである。其の原因是、斯学の知識が政策実施の担当者としての官吏に必要であるばかりでなく、次第に「労働問題」として、経営者側にも又広く労働組合側にも、実際に必要な知識となつて來たことに基くものであらう。まことに、各々独自の体系をもつ学者輩をならべて輩出、多士済々、百家争鳴の趣がある。

しかしながら、周知の通り「社会政策」の概念規定に於ても、学者間に帰一するところがなく、それをめぐつての論争即ち社会政策の本質論争が、華やかに繰り上げられている。それはまさに、前世紀の九十年代から今世紀の初にかけて、独逸の諸学者の間に展開されたものに勝るとも劣らないと云えるであらう。論戦自体は、学問が生きて躍動している証拠であり、従つて進歩の途を辿つてゐる証拠でもある。社会政策の概念論争に耽つた事が、日本ばかりではなく各国で、斯学の実証的方面の研究を貧弱なものにしたと云う批判もあり、それはまた事実でもあつた。しかし最近は、実証的方面の研究もなかなか盛んである。何れにしても、概念論争が単に「観念の遊戯」に終るものではな

く、各学者に刺戟と反省を与える、又学問の対象とその周辺に対する視野を広くするなどの効果をもつことは否定できないであろう。この論争の祭壇に一つのささやかな示唆を供えようとするのが本論文の目的である。

先ず、概念の無用なる混乱を避けるために「社会政策」なる語の用語例から始める。それには通常三つあるとされる。しかも、その三つとも概念自体としては全く別個のものである。第一は、社会政策を対象とする学すなわち社会政策学の意である。これは文法学者の云う「省略法」に過ぎない。(註) 本論文で試みようとしている概念規定は、この意味の「社会政策」即ち社会政策学に就てではない。

第二に、周知の通り、「社会政策」なる語は、資本主義でもなく社会主義でもない両者の中間の立場を示す社会思想、即ち社会改良主義 (Sozialreform, Reformism) の意味に使われる。これは前世紀後半独逸に実施された社会政策の背景をなす社会思想が社会改良主義であり、またシュモーラー (G. Schmoller, 1838-1917) を初めとするいわゆる講壇社会主義の諸学者が、社会改良主義と社会政策とを論理的に接属せしめる見解をとつたことによるのである。特に日本に於ては、前述の明治の中期に輸入され紹介されたものが、これであつたために、更に「社会改良主義」は表現が長いために、ここにも省略法が行われて、一時は單に「改良主義」と呼ばれたこともあつたが、これでは意義が余りに広過ぎて漠然とするせいか、遂に「社会政策」で何時まにかその背後の思想をも意味させることになつたものらしい。これはよくあることで、「資本主義」なる語が、時にイデオロギーの意味にも使われ、又現実の制度、機構自身の意味にも使われるのと全く同様である。しかしながら、現実の社会政策と社會改良主義とが結びつけられたのは、前述独逸の歴史的事情の特殊な產物であつただけのことと、両者が本来結びつかなければならぬ必然性は論理的にも理論的にもないのであるから、「社会政策」で社会改良主義を表現することは誤りである。このこと

は、すでに学者によつて指摘されているから、（註1）ここでは説かない。兎に角、本論文で取り扱かねうとしている概念規定は、社会改良主義と云う意味の「社会政策」についてでもない。

第三に、「社会政策」なる語は、実施されている、諸々の政策そのものを指称する意味に使われる。即ち各種の労働立法、労働行政及び労働階級を主なる対象とした国家的施設の如きものを総括して、社会政策と称する。これらのものを、実際に社会政策と呼んでいるからには、漠然としたものであるにしても、そこに何等かの表象作用又は概念構成がすでに行われてゐる訳である。ところが、その概念を明確に規定することをめぐつて、前述の学者間の大論争が繰り展げられているのであり、本論文で取り扱かねうとしているのも、この意味の社会政策の概念規定についてである。

（註1）これを社会科学的に見れば、いわゆる「節約の法則」(the law of parsimony)が、言語現象に現われたものに過ぎない。但し、この場合は、意識的な造語による省略（米国などよく行わる單語の頭文字を並べる方式にその一例が見られるようだ）でないのは勿論、省略されない原形が一時は広く用いられ、それが何時の間にか省略されて行つた形式（ペーマネント・ウェーブ・ペーマネント・ペーマニトマニのよい例が見られるようだ）でもない。省略されない原形（社会政策学）は学者の意識に構成されても広く行われるには到らなかつたものである。その原因是、学の名称としては字数が長い為最初から用いられにくかつたことと、今一つは学としての成立の可能性について、学者間に異論があつたことに基くものであろう。近頃は学としての成立の可能性について殆んど論ぜられなくなつたのは、初の頃は主として現範学と考える傾向であつたために、例の「価値判断論争」の問題ともからんで議論が分れたが、近頃は政策を社会現象と見て、それを因果関係の範疇で考察・究明する立場に於て可能性が基礎づけられ、而かもその立場が支配的であるからであると考える。

(註1) 大河内一男『社会政策（総論）』有斐閣、昭和二十四年、二七二頁参照。

## II

社会政策概念を規定するにあたり、最初に、その方法論上の立場を簡単ながら明らかにしておく必要がある。概念規定の対象は前節でことわつたように、現象としての社会政策であり、且社会政策学の學問的性質を経験科学とする筆者の立場から、この場合の社会政策概念とは、「云うまでもなく純粹概念 (Pure concept) ではなく、経験的概念 (Empirical concept)」である。従つて、諸々の表象の中から共通の要素を抽象し総括して得た謂わゆる「一般表象 (general idea, Allgemeinvorstellung)」を概念とする。詳言すれば、その一般表象の意味内容を一層厳密精確に規定したものを概念とする。

以上の前提のもとに、概念規定（定義）に取りかかる訳であるが、社会政策学も、人間思惟の所産である学問の一領域であるからには、思惟の法則の学である論理学の命ずるところに従わねばならないことになる。やて論理学によれば、定義に二種類あり、一は名目的定義 (Nominal definition)<sup>(註)</sup> であり、他は実質的定義 (real def.) であることは周知の通りであるが、この場合は、現象の眞理性が、あくまで問題となつてゐるのであるから、後者に属することには問題はないであらう。その後者の場合の定義の法則が謂わゆる、「類概念プラス種差」であるから、先ず社会政策の類概念（上位概念）の決定に取りかかることにする。これについては、或学者は「経済政策」とし、又或る学者は「政策」又は「文化政策」<sup>(註)</sup>とし、所説が分れている現状である。而して、類概念は成るべく近いものを持つて来るべきであるとするのが論理学の教えるところであるから、社会政策を経済政策の一領域と見る学者は、類概念を「政策」より近い「経済政策」とし、或いは更に近い「生産政策」又は「労働政策」とするのは当然である。

経済現象に対する国家の干渉を凡て経済政策と定義すれば、社会政策も経済政策の一領域となる訳である。しかし、経済政策を定義する場合、生産力とか富とかの最大の増進と云ふうな政策目的を附して、概念の外延を狭くす

るのが通常であるから、社会政策の中で謂わゆる人道主義的なものとか、<sup>(註三)</sup>カイザーに忠誠な労働階級たらしめようとは云うふうな政治的意図を担つたものは、経済政策とは云えない。また経済政策と云う場合、資本主義と云う機構そのものは与えられたる前提として、その上に立つて政策を考えるものであるから、資本主義の防衛の任務を担わされた社会政策とか、社会主義への円滑なる移行の役割を演ずると考えられた社会政策なども、経済政策とは云えない。他面に於て、如何なる意図、目的を担わされた社会政策にしろ、その客観的効果に於ては、政策が打ち出されなかつた場合に比して、或る場合は生産力の増大に貢献し、また或る場合は少くとも生産力の減退防止の役割を演じて来た歴史的事実は否み得ないであらう。従つて、社会政策の副次的目的として、または意識せざる目的として、生産力的なものを認めない説にはゆかないであらう。かくして社会政策は、場合場合に応じて程度の差はあつても、経済政策たるの一面の任務を果して來たと云えるであらう。

以上のように社会政策概念は、世界各国の歴史の中に現われたものを、凡て包括的に把握し規定すべしとする筆者の方法論的立場から、大きづばに云えば「社会政策」と「経済政策」とを交叉概念(Intersecting or Cross concept)とするものである。従つて、「社会政策」の類概念を単に「政策」とするより他にないとするものである。

(註一) 社会政策の領域では、次のようなものが名目的定義の一例と云々よう。即ち「労働三法とは、労働基準法・労働組合法  
・労働争議調停法の三法律を云う」。

(註二) 通常「文化」とは「自然」の反対概念とされているから、「政策」と「文化政策」とは、結局、同義語である。

(註三) この場合、主として、一九〇二年の「徒弟の健康・風紀に関する法律」に始まる前世紀前半の英國に於ける一連の労働立法を指す。

### 三

つぎに、社会政策概念の種差に移るのであるが、周知の通り、ここで学者の解釈は多岐に分れ、数多くの論争を生み、学ぶ者にとつても、概念そのものの理解を困難にし、途方に暮れさせていると云つてもよい程である。云うまでもなく、論理学上、種差はその「種」の本質的属性でなければならぬとされているので、本質論争即ち概念論争となつてゐる訳である。

ところが、多くの社会政策学者は「本質」を「現象の背後にあるもの」の意味に解しているものの如くである。即ち、先ず、社会政策を「経済」の外側から謂わば超越的に見る学者達は、人道主義とか、國家の道義とか、何等かのイデオロギーとか、あるいは社会哲学から割り出された各種の理想社会觀とか総じて理念的なもの、規範的なものを、種差の中に織り込んで社会政策の本質を規定している。つぎに、社会政策を「経済の枠内の問題として謂わば内在的」に見る学者達も、経験科学的立場をとつてゐる筈であるにも拘らず、現象は本質とは異なると解してゐるものの中で、<sup>註</sup>現象を生んだ資本制生産との必然関係、例えば労働力の保全とか、労働力の価値収奪の抑制・緩和とか、階級闘争とか産業平和とか、資本制生産機構の維持とか、学者によつて様々のものを種差の中に織り込んで、本質を規定している。従つて、前者では、学者によつて或る程度まで恣意的に、各種の理念が構成され、後者では、因果関係、目的手段の関係の分析が、学者毎に違つてゐると云つてもよい程である為に、多種多様の社会政策の定義が生れてゐる訳である。

しかしながら、論理学で云う本質的属性とは、或る事物又は概念に特有の性質と云うだけの意味である。即ち、類概念中の他の種または種概念には見当らず、その種又は種概念だけにある性質と云うにすぎない。従つて、社会科学たると自然科学たるとを問はず、科学に於て用いられる概念の本質は、多くは現象的なものであると思う。何んとなれば、経験科学の対象は経験世界即ち現象世界であるからである。従つて、社会政策の本質を形而上のなものだけで

説明すれば、それは形而上学になつてしまふ。また、現象を生んだ原因を概念の本質とすることは、そうしなければ概念の種差を示し得ない場合の外は、避けるべきことであると思う。何んとなれば、すでに述べたように、概念の種差は、他の同位の種には見られない、その種だけが現象的に具有する性質を挙げれば足りるのであり、また、概念の定義は簡明であるべきことが、論理学の教えるところであるからである。(註二)

簡単ながら、以上のような方法論的立場の上に立つて、いよいよ、実際に、社会政策の概念規定に取りかかる訳であるが、社会科学に於ても、自然科学の場合と同様に、対象が定義以前に客観的に実在することは云うまでもないとして、更に、対象と共にそれに対する素朴な又は既成の觀念又は表象が存在する場合が、社会科学に於ては特に多いと思われるのであるが、「社会政策」の場合もそうであると思う。例えば、「労資関係を野放しにしないで、国は種々の法律をつくつて労働者を保護している」とか、或いは知識層の一部には、前世紀末葉獨逸の講壇社会主義者の定義から受けつがれた概念表象があると思う。それを出来るだけ厳密精確に定義することが、学者の仕事になる訳であるが、その實際のやり方は、先ず、対象の中に包摂されると一応表象される個々の現象を、つまり類似の個々の現象を分柝する。次ぎに、その中から、共通の要素を抽出して概念の種差とするのが、帰納的であり経験科学的であると思う。

以上のようにして、筆者も、他の学者によつて已に共通の要素として抽出されている「労働条件の維持・改善」(註四)を得た。かくて、次のような社会政策概念に到達したのである。「社会政策とは、資本制国家が実施する、労働階級の労働条件の維持・改善策を謂う。」このような定義は極めて平凡であり、常識的であり、従つて解り易くもあるのであるが、以下少しく附言しておきたいことがある。従来は、社会政策概念の定義に「資本主義の社会制度である私有財産制度と經濟的自由主義を原則として維持し」とか、「資本主義の枠内に於て」とか、「現今資本家的生産關係を支持しつつ」とかの条件を附すのが普通であつたが、その条件を政策の主体である国家に附して「資本制国家」と

して、叙述の簡明を期した。蓋し、資本制国家が、資本制擁護の立場に立つのは、云うを俟たないからである。次に、「労働条件の維持・改善」の中に、「改善」と云ふふうな価値判断を含む用語を使用するには、例の価値判断の普遍妥当性（客觀性）如何の問題にぶつかり、客觀性を生命とする學術上の定義の用語としては、ふさわしくないとも考へられるが、これは差支ない。と云うのは、この場合の「改善」とは時代の支配的価値判断として現象しているもの（例えば、賃金については高きを善とし、労働時間については短かきを善とする）を指すのであり、その価値判断を國家も現に採用していると云う事実が存在しあえすればよいのであつて、その価値判断の普遍妥当性の哲学的厳格性は、ここでは少しも必要ではないからである。

（註一） 例えは、岸本英太郎教授はこのことを次の如く明言している。「社会現象も、自然現象と同様に、その本質とは、異つた現象形態をとつて現われるものであり、さればこそ社会現象を対象とする社会科学が必要なのである。」（同氏『社会政策論の根本問題』日本評論社、昭和三十五年、三五五頁。）

（註二） 例えは、自然科學に於て、脊椎動物とは脊椎を有する動物を云う、と定義した場合が現象的であるように、社会科学に於ても、「保護職工」を定義して「労働条件の苛烈を、國法によつて、成年男工以上に防止されている労働者」とした場合も、同様に現象的である。この場合、労働条件の苛烈防止即ち謂わゆる保護の根拠、例えは、人道主義だとか、成年男工より肉体的に弱いとか、次代の労働力の再生産の確保とかを、保護職工の概念規定中に掲げるべきものではないと思う。若し強いてこれをするならば、学者によつて、理念や因果関係の分析が異なる為に、概念それ自体の多義性・混乱を生み、學問の進歩を阻害する結果となるからである。

（註三） この方法は、周知の通り「概念」の英語（concept）が、共通の要素（con=together）を抜く（cept=to take）の意であるから、英語の語源とも一致することになる。

（註四） すでに述べたように（本頁註一）、現象と本質とは異なるとする立場をとる岸本教授も、社会政策の現象形態的表現とし

では、「労働条件の維持改善」をとるものとのようである。即ち教授によれば、「社会科学としての社会政策学は……社会問題、特に労働問題のよつて来る必然性を明らかにし、これに対する国家の政策」す所謂「労働条件の維持改善」政策の意義を究明しようとする學問である。(同氏「労働問題・社会政策論—社会科學としての社会政策の対象と内容—」一〔経済評論〕昭和二十七年四月号、五三頁)

この語句は、ウェップ夫妻による「労働組合」の著名な定義中の用語である「労働生活の諸条件の維持・改善」(A continuous association of wage-earners for the purpose of maintaining or improving the conditions of their working lives. S. and B. Webb, *The History of Trade Unionism*, 1950, p. 1.)から来たものであろう。「労働生活の諸条件」と云ひて「労働条件」と云ひて、結局の意味は同一であるに過ぎない。労働条件が改善されれば、二十四時間の生活条件が改善されることになるからである。

#### 四

以上の筆者の概念規定は、すでに述べたように現象形態的であるがために、簡明であると共に、常識的であり、平凡である。そこでこれを読むこの方面的学者からは、これに対する様々な非難が予想される。その予想される非難に對して、予め答えておくことは、筆者的方法論的立場を、側面から補つて、明かにするであろう。

予想される非難の第一は、社会政策を現象的に規定したのでは、何等その本質を明らかにせず、學問的に無価値だと云うであろう。例えば、すでに述べたように、岸本教授は、社会現象はその本質とは異つた現象形態をとつて現われると、云う(本論文三五頁註一)。又大河内教授にも同様の所説がある、即ち「……社会政策の現象とその本質とが如何に異つたものであるかを却つて見抜かなければならぬのである。……何故なら、この社会に於ては、個人の意識に映じ来る事物は、多くは当該事物の本質とは反対のものとして現象するからである。」また次のように表現する学者もある、「……商品の需要供給説が商品価値を明らかにしえないので同じく、この賃金基金説も、現象を追う

だけで賃金の本質を何ら解明するものではなかつた。」<sup>(註11)</sup>

以上の諸説に於ける、現象とは異なる「本質」とは如何なる意味なのであるか、筆者は理解に苦しむものである。何んとなれば、社会政策学を経験科学とする限りに於て、現象と現象との間の因果関係の究明、即ち直ぐ前に引用した学者の表現を藉りれば「現象を追う」のが、経験科学の主要な課題と考えるからである。勿論、自然現象の背後にさえ形而上のものを思惟する形而上学がある位であるから、まして人間の行為に關係をもつ社会現象の原因が理念的ものである場合もある。しかし、こうした場合の理念的なものでも、それが口にされ、筆にされ、遂に勢力を形成して社会に変化を与える動因となつたのであるから経験科学的方法論の上では、それ自体一種の「現象」であるとされなければならない。また或る特定の現象が原因となつて、人間の潜在意識的な理念が触発され、顕在化されると云う結果をもたらす場合もあるであらう。また理念から導き出された意識的な或る目的が、特定の手段（現象形態をとる）によつて、結果として現象化される場合もある。こうした現象間の一連の理論の外に、現象とは別に「本質」と云うものを考えることが、どうして必要なのであらうか。さきに筆者が社会政策の概念規定をする際に用いた「本質」とは、現象を分析した場合の一つの要素たる性質（この場合は、その種に共通の性質）にすぎなかつた。多くの社会政策学者の云う現象に対する「本質」とは、形而上学的実在の意味なのであらうか。それとも、フッセルの現象学に於けるが如き意味なのであらうか。それとも社会政策現象を生み出した根本原因を指すのであらうか。それとも社会政策現象から結果した最大の客観的効果を指すのであらうか。何れにしても、「本質」の意味を明らかにしないで、社会政策の中から、またはその周辺から、各学者が半ば恣意的に「本質」を把握している現状は、少なくとも経験科学的ではないと云えるのであり、ここにも社会政策概念混乱の一原因があると思ふ。

次ぎに、社会政策の主体を資本制国家としただけでは、社会政策の本質が何等説明されていないと云う非難があるかも知れない。そして社会政策の主体として登場しなければならない国家とは、如何なる意味での国家であるかを確

定する必要があると云うであらう。<sup>(註)</sup> しかに、その通りである。しかし、社会政策概念を現象形態的に規定すべしとする筆者の方法論的立場からすれば、それは社会政策の理論の部で究明すべきであつて、概念規定の中に表現すべきではないと考えた次第である。若しそれをするならば、多くの学者の種々様々な国家觀が登場して来て、社会政策の概念規定は益々混乱に陥ることにもなるのである。尚、ここで社会政策の主体を研究する場合の方法論上の立場を述べるとするならば、社会政策学の体系としては主体論の部で論ずるとしても、方法論的には、社会政策成立の原因論の一部として考察さるべきものと思う。この場合、各学者の種々な国家觀が登場して来るとしても、経験科学のことであるから、純粹に形而上の国家觀は許されない。形而上の国家觀にしても、恣意的なものは許されない訳であるにも拘らず、社会政策学の分野に於ても、種々な国家觀が登場しているのは何故であらうか。それは主として、資本制国家が現実に果してゐる客観的効果を如何によつてであり、又そつあるべきものと思う。その場合、国家が資本主義を維持することによつて資本家階級に利益をもたらすことが、最大の客観的効果また歴史的事実であることを筆者も認めるのであるが、それだからと云つて国家を資本家の利益の代言人として一元的に割り切る態度は国家を道義的なもの又は理性的なものとして一元的に割り切る態度と同様に、非科学的であると思う。何んとなれば、国家の果してゐる現実的役割は、社会政策の分野だけでも、学者の「一元的割り切り」を許さない程、多元的であり、時に妥協的であり、時に鵜的であり、歴史の流れと共に変貌する機会主義的なものと認めるからである。

次に、凡そ政策とは、目的・手段の体系に於て構成されるものであるから、社会政策の概念規定に於ても、目的が明示されねばならないと云う非難があるかも知れない。しかし歴史的に見ると、社会政策には種々様々な目的・使命が負わされて來た。後論に対する便宜上、その主なるものを並べてみることにする。先ず、世界の労働立法の草分けであると云われる、英國に於ける、一八〇二年の「徒弟の健康・風紀に関する法律」に始まる一連の人道主義的なもの。前世紀後半独逸に於ける社会改良主義的なもの。前世紀末から今世紀初の英國の人格主義的なもの。周知の通り

第一次大戦後に於ける労働階級の成長と共に、社会政策とは労働階級の階級闘争によつて獲得したものと云う見方が勢力を得たが、これには格別目的の規定はないとも云えようが、「万國の労働者團結せよ」のスローガンは著しく目的論的であり、日本にも、階級闘争に、社会問題を解決して社会を一步前進させると云う道徳的使命を負わせた学者がある。<sup>(註四)</sup>その他、理想主義的・社会哲学的・歴史哲学的・社会進化論的な学者達によつて負わされた、資本主義の克服とか社会主義体制への円滑なる移行等々の使命・目的。例の生産力説に於ては、謂わゆる労働力の保全が資本制生産からの必然的要請として説明されているが、これも見方を換えれば、社会政策の目的と云えよう。更に労資協調とか階級協和とか産業平和とかの一連の目的。又資本主義の防衛とか革命運動の去勢とかの一連の目的。

さて、社会政策学を経験科学とする限り、社会政策成立の必然的原因を究め、次ぎに、その客観的効果を明らかにすれば、斯学の主要課題は究明されたと考えるべきであつて、社会政策の目的なるものは、主として次の如き立場に於てのみ考察さるべきものと思う。第一に、労働力の保全とか産業平和とか資本主義の防衛とか、具象的なものは、目的論的認識をすれば、目的となる訳であるが、経験科学の事であるから、機械論（因果論）的認識の立場に立て、これ等を社会政策成立の原因または客觀的効果（機能）として、そうした範疇の中に入れ考察すべきものと考える。第二に凡そ政策の目的なるものは、個々の政策の立案者並びにその批判者に於て、それこそ目的手段の体系に於て、明瞭に意識にのぼせるべきものであつて、これは経験科学それ自体の領域とは云えないであらう。第三に、社会政策それ自体または社会政策学の領域に於て、これまで口にされ、筆にされ、ジエスチャーザれた種々の目的とか使命とかが、果して如何なる必然的原因によつて、人間の意識にのぼつたかを究明すべきである。それによつて、眞実なもの、欺瞞的なもの、衣裳的なもの、政治的なもの、階級的なもの、空想的なもの、フィクション的なもの、御用学者的なもの、等々がふるい分けられることになるであらう。第四に、そのふるい分けられたものを、現象との関連に於て考察すれば、大体次の三種類になるのではないかろうか。(一)は現象（政策）を紛飾し美化した衣裳にすぎない

もの。(乙)は、現象に對して何等の作用を及ぼすことなく、謂わゆる觀念の遊戯として消え去つたもの、或るいは消え去りつつあるもの。(丙)は、或る程度まで、現象に作用し、影響を与えたもの。以上の中で、(乙)は問題外として、(丙)だけを岸本英太郎教授は肯定しておられるが、(丙)も認め得るのではなからうか。例えば、前世紀初葉の英國人道主義者達のもの、独逸講壇社会主義者に於けるもの、前世紀末から今世紀初にかけて英國自由党をして改良主義に転向せしめ社会政策を実施させる動機となつたT・H・グリーン一派の理想主義者のもの<sup>(註五)</sup>等は現象に作用を及ぼしたと云えるのではないか。

このように見て來ると、社会政策の概念規定の中に、普遍妥当的な政策目的を掲げることは、経験科学的にも、方法論的にも、不可能であることは自明であらう。

- (註一) 大河内一男『社会政策の經濟理論』日本評論社、昭和二十七年、一六五—六頁。
- (註二) 経済学演習講座、大河内一男編『社会政策』青林書院、昭和二十九年、七八頁。
- (註三) 大河内一男『社会政策(總論)』有斐閣、昭和二十四年、一二二頁参照。
- (註四) 河合栄治郎『社会政策原理』日本評論社、昭和六年、七七頁参照。
- (註五) 岸本英太郎『社会政策論の根本問題』日本評論社、昭和二十五年、三四〇頁、三五四頁参照。
- (註六) 河合栄治郎『前掲書』四四四頁参照。

## 五

周知の通り、日本の現代の社会政策学者の中には、社会政策の經濟理論に於ける方法論上の立場として、マルクスの労働価値説乃至剩余価値説をとる学者が多い。その中には、「社会政策」の概念規定の中に、その学派の術語を織り込んでいる学者も多いので、本論文の主題である概念規定に関する限りに於て、簡単にそれに触れてみることにする。「例を挙げれば、岸本教授は次のように云われる、「ともあれ、社会政策の本質は、資本の、労働力の価値収奪

に対する、国家の立法手段による緩和策たるものであり、労働階級の強力な抗争、階級闘争の必然的な産物である、ということが出来るのである。」この引用文中の労働力の価値収奪（搾取）とは、周知の通り、マルクス経済学派の術語である。しかも、それは現象形態上の術語ではなくて、方法論上の術語であると思う。<sup>(註2)</sup>それを織り込まれた所以のものは、本質とは現象の背後にあるものと云う立場をとられるから、社会政策概念の種差（周知の通り、論理学上本質的なものでなければならぬとされる）として、織り込まなければならなくなつたものであらう。事実、岸本教授は次のように云つておられる、「…………することは社会政策の現象形態をそのまま本質とすることであつて社会科学の 方法論としては絶対に避けねばならないものである、」しかし、その立場の根拠については、述べておられない。

前項の概念規定に就て、筆者は二つの疑問を持つものである。第一に、経験科学に於ける「本質」とは、すでに述べたように、或る「種」または概念に包摂される事物に共通の性質と云う意味以外にはないと考える。従つて、社会政策の本質とは、平易に云えば、社会政策の特質と同義語である。そこで現象の背後につて現象ではないものを考えること自体、経験科学よりの逸脱であると思う。経験科学に於ては、現象の背後にあるもの（現象を生んだ原因）は、やはり現象でなければならないからである。<sup>(註3)</sup>第二に、哲学に於ては、学派によつて世界觀を異にし、従つて方法論を異にするから、対象の規定も学派毎に異つて來るのは、已むを得ない或いは当然であるとも云えよう。しかし経験科学に於ては、対象が経験世界（現象世界）と限定されているのであるから、対象も現象的に規定し得るのであり、又そうすべきものであると思う。それによつて、学派を超えた対象の規定の一致が可能となり、それが無用の概念論争を避けることになり、引いては學問の進歩にも役立つことになるのではないかうか。経験科学に於て学派の別を生ずるのは、主として現象の取扱方法の差異から來るので、従つてそれは各学派の理論の差異となつて現われるべきであつて、対象の規定の差異となつて現われべきものではないと思う。岸本教授が、社会政策は現象的に規定す

ば、筆者と同様「労働条件の維持・改善」と云われながら、<sup>(註五)</sup>それと同じことを御自分の学派の方法論的術語を駆使して「労働力の価値収奪の緩和」と規定せざる得なかつた根拠は、理解に苦しむところである。

(註一) 岸本英太郎『社会政策論』有斐閣、昭和二十七年、三八頁。

(註二) 現象形態は、企業への参加者としての資本家と労働者の間に、所得に於ける著しい格段の差が存在すると云うことである。それを所得の大きい方が小さい方を擁取したと見るのは、一つの認識の形式すなわち方法論上の立場であると思う。その根拠に就て述べることは、本論文の題目からいさか脇路にそれるので、ここでは論じない。

(註三) 岸本英太郎『社会政策論の根本問題』日本評論社、昭和二十五年、三五五頁。

(註四) 本質とは現象を生んだ根本的原因の意味であるならば、本質と云う風な多義な用語は避けるべきであろうし、又その意味であるならば、本質とは現象である筈であり、労働力の価値収奪と云う風な方法論上の用語は不合理であると云えるであろう。

(註五) 本論集、三五一一六頁(註四) 参照。

## 六

すでに屢々述べたように、筆者は社会政策学を経験科学とする。次ぎに、学界に於ける社会政策概念の慣用の外延を、そのまま尊重し、周知の一九〇二年の英國に於けるものから、現在のものまでを歴史的に包括的に把握して、社会政策概念の外延とする。以上の方方法論的立場に立つとき、「資本制國家が実施する労働階級の労働条件の維持・改善策」たる面、即ち現象形態の外に、歴史的に一貫した共通の要素を見出すことが出来ない。それ以外に、一貫した共通の本質とか理論とかを見出すことが出来ないとするものである。(論理学的に云えば、概念の外延の拡大によつて、概念の内包が減小したことになる。) 何んとなれば、社会政策の歴史一世紀半の間に、社会政策の母体とも云う

べき資本制経済それ自体が変貌を遂げたのみでなく、それをめぐる謂わば思想的方面も、恰かも走馬燈の如く、変遷・推移を続けて來たからである。階級意識の昂揚（労働階級の成熟）が、これを推進したのは勿論、人道主義者、保守政治家（政党）、社会主義者、社会思想家、革命家、平和主義者等々、さらにブルジョワジーによつて、捉進・後退・変形・変貌を余儀なくせしめられ、社会政策は、歴史の流れと共に、謂わば機会主義的な歩みを続けさせられて來たからである。

歴史に現われた以上のような社会政策現象を、或る一つの本質とか、原理とか、理論とかで、説明し去ろうとして、それは無理であらう。例えば、道義論は已に歴史の背景に退いた。階級闘争論は、初期の人道主義的なものを説明出来ない。労働力保全説は、通常社会政策以前とされる謂わゆる残虐立法（労働者法令）をも社会政策の範囲に持ち込むことになり、また労働力過剰時代にも社会政策が行われる事実の説明に苦しむのではなかろうか。尤も、社会政策の本質の究明の為には、世上の用語、学界の慣用語などは、時に無視されなければならないと云う真摯・勇敢な態度もある。<sup>(註3)</sup>かくして、人道主義的なものは社会政策でないことになり、労働者法令は社会政策と云うことになる。

しかしながら、社会政策を経験科学とする限りに於て、事実を理論で説明することを任務とするものであるから、或る程度まで学者によつて異なる理論よりも、先ず事実（政策現象ばかりでなく、社会政策概念の外延は学者間に於て大体一致していると云う事実をも含む）が重んぜらるべきではなかろうか。成る程、法則（理論）に従つて事実は発生するとしても、學問研究の過程に於ては、事実認識が先行して理論認識が遅れるのが通常であるし、何よりも理論は事実を説明すると云う人間の必要に奉仕するものとして存在すると考えるからである。このように、理論を事実の僕として考えることによつて、例えば、階級闘争論も労働力保全説も共に社会政策の大部分に妥当する理論とすれば、また後者は社会政策以外の労働政策の分野にも妥当する理論とすれば、各々その所を得て落ち着くのではなかろうか。

社会政策の理論は、筆者によれば、一般理論と特殊理論（歴史理論）とを、複合的に併用することによつて、各時代の社会政策現象によく適合した説明が生れて來るのではないかと思う。一般理論と云つても、社会政策史一世纪半にわたつて妥当する理論は見当らないのであるから、比較的長期間妥当するものを指す。（例えば、労働階級の相対的窮乏化、労働力の保全、階級闘争、産業平和、資本制生産機構の防衛、資本制国家を克服・止揚せんとするプロレタリアートの政治的権力抗争との関係、等々は社会政策現象の原因または結果として、或いは両者を兼ね備えるものとして。）次ぎに特殊理論は、歴史の中に一回限り現われたものを指す。（例えば初期の人道主義者達の影響力、所謂ビスマルクの社会政策に於ける政治的要因、敗戦後日本の労働立法を推進した占領政策、等々。）社会政策現象をめぐる要因または効果たる現実は多岐的、多元的であり、理論は現実を説明するものであるから、同様に多元的でなければならないと云うのが、筆者の方法論的立場である。

思うに、これまでの無数と云つてよい程の社会政策論の殆ど凡ては、社会政策に関する何等かの觀点・立場から見た真理を伝えてゐる。それは、学者によつて重点の置き場所がそれぞれ異なることから來るのだと思う。即ち、理念に重点をおくるもの、政治的な面に重点をおくるもの、資本制経済との機構的必然関係に重点をおくるもの、政策成立の必然的な過程に重点をおくるもの、政策の客観的効果に重点をおくるもの、資本制機構維持の立場から見るもの、社会進化論的または歴史哲学的立場から眺めるもの、等々。社会政策の本質論争（概念論争）が、錯雜・紛糾して來るのは、結局、「本質」の語義を明らかにしないで、各学者が自分で抽出した重点を、半ば恣意的に「本質」と称しているところにあるのではなかろうか。例えば、労働力の保全にしても、それを「本質」とはしないで、「資本制生産機構からの必然的要請」（政策現象発生の根本原因）とか、又は「政策の客観的効果」として論ずるならば、論争が早く落ち着くのだとと思う。日本の戦後に於ける、社会政策の生産力説（労働力保全説）をめぐる論争が、斯学の進歩に大いに貢献したと云われながらも、「問題提起者の最初の意図に反して本質規定の方法論争にのみ縮小化された傾きがあ

る」<sup>(註三)</sup> とされるのも、方法論上の吟味を缺いて出発したからであると云えよう。

社会政策の背景、資本制経済との関連は歴史の流れと共に、変遷、変貌を遂げて來た。それにも拘らず、社会政策と云う概念それ自体は、講壇社会主義の昔から今尚踏襲され、その上今では英米に於てさえ、直訳されたソーシャル・ボリシーとかソーシャル・ポリテクスとかの用語が、次第に広く用いられつつある所以のものは、政策の現象形態に於て、労働階級の労働条件の維持・改善と云う謂わば卑近な一貫性・共通性が存在しているからであると信ずる。

(註一) これは監督制度を欠いたために、空文に終つたとしても、政策そのものは現象したと見なければならない。

(註二) (1)岸本英太郎『社会政策の根本問題』日本評論社、昭和二十五年、三五四一五頁。(2)大河内一男『社会政策の経済理論』日本評論社、昭和二十七年、一六五—六頁、参照。

(註三) 中山伊知郎編集委員代表『経済学大辞典』東洋経済新報社、昭和三十年、第二卷、三一五頁。

**Ishizuka, Katsuo**

The Definition of the Concept of "Social Policy"  
by its Phenomenal Form

Résumé

According to the author, the study of social policy is an empirical science, and the concept of the policy has been extensively applied to the actual policies in history since 1802, when "The Health and Morals of Apprentices Act" was legislated in England.

Standing on the methodological ground mentioned above, and cosidering inductively, the author can find nothing in common among these policies except in the phenomenal form of the policy, that is, the maintaining or improving of the working conditions of the laboring class by the capitalistic states, which is to be regarded as the essential attribute—in the term of logic, the specific difference—of the concept of "Social Policy."